

令和2年6月1日より改正動物の愛護及び管理に関する法律が一部施行しました。

令和2年6月1日より改正動物の愛護及び管理に関する法律が一部施行されることに伴い、動物取扱業の規制が次のとおり変わりました。



令和2（2020）年6月1日に施行されたもの



□ 動物取扱責任者の要件が厳格化（法第22条第1項、施行規則第9条）

動物取扱責任者になるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要となりました。

- ・ 獣医師または愛玩動物看護師
- ・ 必要な経験と知識（以下の図をご覧ください）

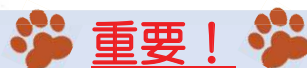
必要な経験

- ・ 第一種動物取扱業の種別に係る半年以上の実務経験
又は
- ・ 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験



知 識

- ・ 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年以上教育する学校等を卒業
又は
- ・ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明



現在、登録されている第一種動物取扱業者におかれましても、**上記いずれかの要件を満たす必要があります。ただし、令和5年5月31日までの3年間の経過措置が設定されていますので、この間に上記の要件を満たすようお願いします。**

□ 帳簿の備付けと定期報告書の届出等



（法第21条の5、法第24条の4、施行令第2条、施行規則第10条の2、3、10）

- ・ 対象動物種の拡大：犬猫のみ ⇒ 動物種全般（哺乳類、爬虫類、鳥類）
- ・ 対象業種、業態の拡大

★ 帳簿の備付け：犬猫等販売業者のみ

⇒ 動物販売業者等（第一種動物取扱業者【販売業】【貸出業】【展示業】）

第二種動物取扱業者【譲渡し業】

★ 定期報告届出：犬猫等販売業者のみ ⇒ 動物販売業者等

□ 第一種動物取扱業の登録拒否事由が追加（法第12条第1項）

- ・ 登録拒否事由が追加されました。
- ・ 登録の取り消し等による登録拒否期間が**2年**から**5年**に延長されました。
- ・ 登録拒否の対象となる関連違反法令が拡大されました。

（例）外国為替及び外国貿易法による罰金刑以上の刑

□ 動物の販売場所が事業所のみ限定（法第21条の4）

- ・ 登録されている事業所以外の場所での動物の販売（対面説明）が禁止されました。

□ 勧告に従わない事業者の公表（法第 23 条第 3 項、法第 24 条の 4）

・都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表できるようになりました。

□ 登録取消後の勧告等（法第 24 条の 2）

・都道府県知事は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も 2 年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査ができるようになりました。

□ 特定動物（危険動物）の規制強化（法第 25 条の 2、第 26 条）

- ・特定動物の愛玩目的での飼養が原則禁止されました。
- ・特定動物が交雑して生じた動物も特定動物として扱われ、飼養には許可が必要になりました。例：サーバルキャット×イエネコ = サバンナキャット【特定動物】

□ 動物虐待の罰則引上げ（法第 44 条）

動物を殺傷、虐待、遺棄する行為についての罰則が強化されました。

【愛護動物の殺傷】

旧法：2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金

改正法：5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

【愛護動物の虐待・遺棄】

旧法：100 万円以下の罰金

改正法：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金



令和 3 年 6 月 1 日に施行されるもの



□ 第一種動物取扱業者の遵守基準（法第 21 条第 2 項）

動物取扱業者が遵守すべき項目について具体的に 7 項目が規定されます

□ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限（法第 22 条の 5）

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は出生後 **56 日** を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなりました（**8 週齢規制**）。

※天然記念物指定犬を除く



令和 4 年 6 月 1 日に施行されるもの



□ マイクロチップの装着・登録義務等（法第 39 条の 2～26）

犬猫販売業者が販売する犬猫等にはマイクロチップ装着、情報登録が義務化されます。また、犬に装着されたマイクロチップは、施行後は狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。

なお、一般の飼い主におけるマイクロチップの装着・情報登録は努力義務となりますが、一度登録を受けている犬猫等の登録の変更については義務化されます。



お問い合わせ先



大阪市 健康局 健康推進部 動物管理センター分室

電話：06-6978-7710 ファックス：06-6972-9154

※月曜日から金曜日（祝日を除く） 9 時 00 分から 17 時 30 分

